

## 鳥取県豚熱防疫対策連絡会議

時間：令和5年6月9日（金）  
午後1時～

場所：第3応接室

出席：知事、副知事、  
危機管理局、生活環境部、  
農林水産部、鳥取市

# 会議内容

- 1 発生状況(県内27例目)
- 2 感染確認区域
- 3 本県の対応
- 4 防疫強化対策
- 5 相談窓口の設置

# 1 発生状況(県内27例目)

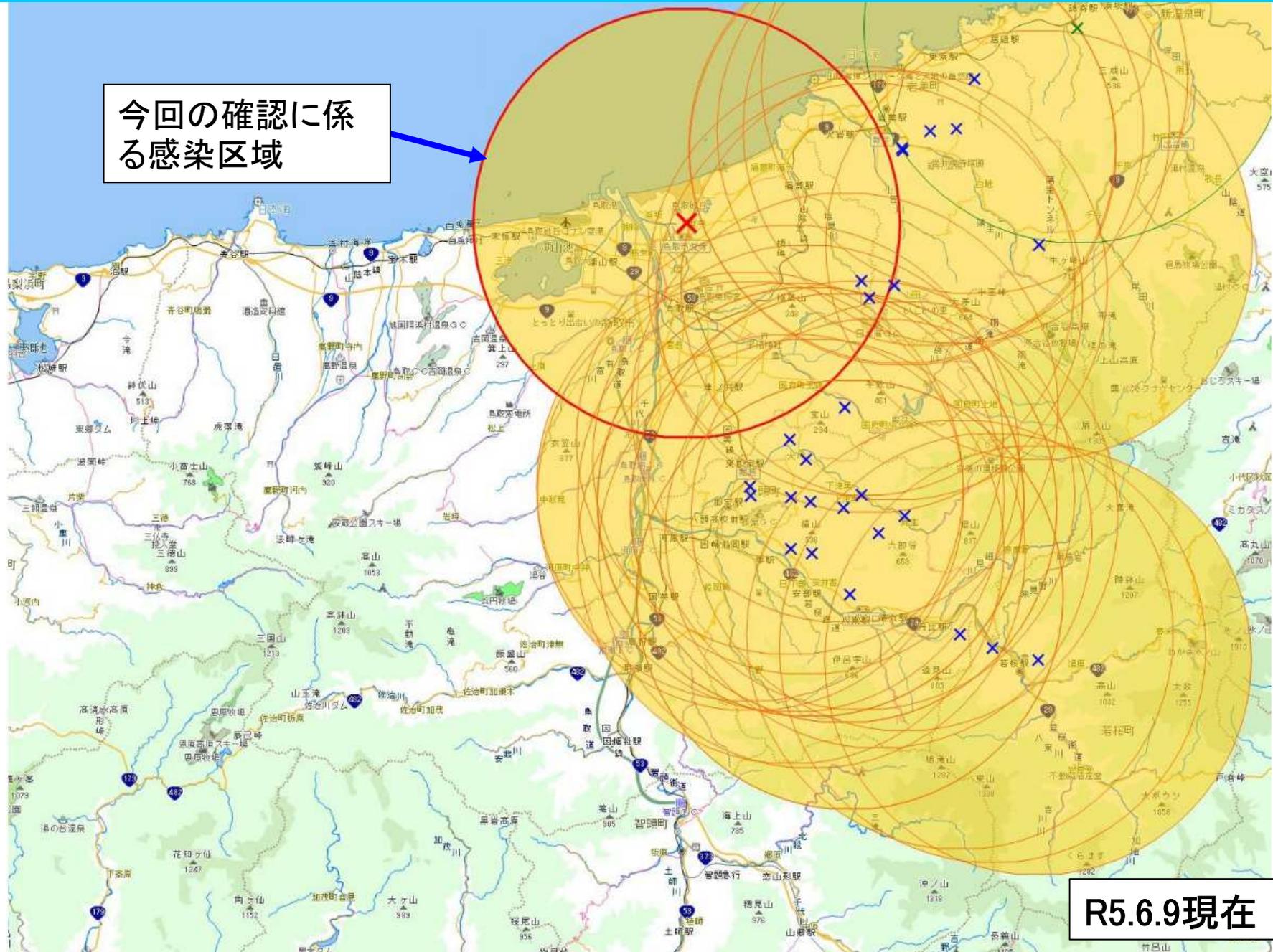
○経過 6月7日(水)午前10時頃に鳥取市内の水路で死亡しているいのししが発見され、市役所経由で県に通報

○死亡いのししの情報

- ・発見場所 鳥取市浜坂地区の水路
- ・体長 約100cm、性別オス
- ・採材と消毒 6月7日(水)午後2時に実施
- ・個体の処分 埋却

○6月9日(金) 倉吉家畜保健衛生所のPCR検査で豚熱遺伝子を確認し、豚熱陽性と確定

## 2 感染確認区域(感染いのしし発見場所から半径10km以内)



### 3 県の対応(1)

#### 1 発生情報の周知と豚舎対策

- ・野生いのししの感染確認の都度、県内19養豚農場に情報提供と、異状がないことを確認
- ・豚舎周辺のいのしし侵入防止柵や畜舎の点検、長靴や衣服の交換、車両消毒の徹底を指示。

#### 2 移動制限等防疫措置

- ・鳥取県は豚熱ワクチン接種区域であることから、制限区域の設定や消毒ポイントの設置は行わない。

## 3 県の対応(2)

### 3 野生いのしし対策

#### ○野生いのしし捕獲の強化

死亡いのししが発見された地点周囲の捕獲強化  
(捕獲強化期間を6月末まで延長)

#### ○サーベイランスの強化

野生いのしし死体、捕獲個体の検査数の強化

2月1日(初発事例)以降県内全域で194頭(うち死亡いのしし20頭)を検査し、死亡いのしし12頭、捕獲いのしし15頭で陽性(初発含む)

#### ○狩猟者等に対するウイルス拡散防止対策の要請

- ・いのししの感染確認区域(感染いのしし発見場所から半径10km以内)外への肉等持ち出しの自粛要請
- ・捕獲個体の適切な処理(埋却等)

#### ○ジビエ利用に関する注意喚起

- ・ジビエ利用関係者(狩猟者、処理施設)に発生情報周知と注意喚起

# 3 県の対応(3)

## 4 県民の方への情報提供や注意喚起

- ・県ホームページで豚熱は豚といのししの病気であり、人の健康には影響がないこと等の風評被害対策の情報を提供
- ・鳥取市街地に既に広がっており、裏山などから豚熱ウイルスを持ち帰らないよう広報を強化
- ・捕獲従事者、林業関係者、公園管理者等へ情報提供と注意喚起

### 風評被害対策

「豚肉は安全です」  
ぶたねつ  
豚熱は人に感染しません

鳥取県  
豚熱は人に感染しません  
豚熱は、豚とイノシシの病気です。  
豚熱の人への感染は、国際機関（OIE国際獣疫事務局）の情報においても世界的に報告されておられません。

山林に立ち入る皆さまへ  
豚熱ウイルスの拡散防止にご協力をお願いします。

野生いのししの中で豚熱という病気が広がっています。人間に感染することはありませんが、豚に感染して養豚業に大きな被害を与えます。ウイルスを山林から持ち帰らないよう、ご協力をお願いします。

- 1 ウイルスは土にも含まれます。靴の泥は山で落としましょう。
- 2 いのししを誘引しないよう飲食物は捨てずに持ち帰りましょう。
- 3 家畜がいる施設に近寄らないようにしましょう。
- 4 いのししの死体を見つけたら管轄の自治体に連絡して下さい。

## 4 防疫強化対策

- 野生いのししによる豚熱ウイルス農場侵入防止のため、  
県東部の1農場周辺に野生いのしし用の豚熱経口ワクチンの散布(若桜地区は6月中に散布)
- 家畜保健衛生所による野生動物侵入防止対策徹底指導
- 農場の豚の豚熱ワクチン接種の適期接種指導  
(豚熱ワクチンによる免疫力を確実に高めるため)
- 鳥取市内も含めた野生いのししの捕獲強化及びサーベイランス強化(継続)
  - 死亡いのししが発見された地点周囲の捕獲強化  
(捕獲強化期間を他感染確認区域も含め6月末まで延長)

## 5 豚熱相談窓口

### ■生産者の皆さんの相談窓口

鳥取家畜保健衛生所	0857-53-2240 (夜間休日は転送)
倉吉家畜保健衛生所	0858-26-3341 ( " )
西部家畜保健衛生所	0859-62-0140 ( " )

### ■死亡いのししに関する通報窓口

家畜防疫課 各市町村窓口	0857-26-7286(夜間休日 090-8061-9109)
-----------------	----------------------------------

### ■野生いのししに関する相談窓口

緑豊かな自然課	0857-26-7979 (夜間休日 0857-26-7111)
中部総合事務所環境建築局	0858-23-3149 (夜間休日 0858-22-8141)
西部総合事務所環境建築局	0859-31-9628 (夜間休日 0859-34-6211)

### ■ジビエ利用に関する相談窓口

食のみやこ推進課	0857-26-7853 (夜間休日 0857-26-7111)
東部農林事務所	0857-20-3654 (夜間休日 0857-26-7111)
中部総合事務所農林局	0858-23-3163 (夜間休日 0857-26-7111)
西部総合事務所農林局	0859-31-9768 (夜間休日 0857-26-7111)

### ■平日夜間、休日、祝日相談窓口

防災当直	0857-26-8100
------	--------------

## 豚熱ウイルスの拡散防止のお願い

- 野生いのししの中で豚熱という病気が広がっています。人に感染することはありませんが、豚に感染して養豚業に大きな被害を与えます。ウイルスを山から持ち帰らないようご協力をお願いします。
- ウイルスは土にも含まれるので靴の泥は山で落としましょう。
- 野生いのししを誘引しないよう、飲食物は捨てずに持ち帰りましょう。
- 山から下りたら、畜産施設に近寄らないようにしましょう。
- 野生いのししの死体を見つけたら、市町村又は県庁畜産振興局家畜防疫課へ連絡してください。

## 県民の皆様へ

- 1 豚熱は豚熱ウイルスによる豚及びいのししの病気であり、人に感染することはありません。
- 2 仮に感染した豚やいのししの肉を食べても人の健康に影響はありません。県民の皆様には安心して豚肉やいのしし肉を食べていただくようお願いいたします。